

東京都男女平等参画審議会 答申(概要)

「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たっての基本的考え方について」

第1部 基本的考え方

1 都・国の取組（P. 1～）

- 国では、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、平成19年度に改正
- 都では、平成21年に基本計画を改定し、関係機関の連携のもと、総合的、計画的に施策を推進

2 配偶者暴力をめぐる現状認識（P. 1～）

- 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害
- 外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向。周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性
- 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性への配偶者からの暴力は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、男女平等参画社会の実現を妨げるもの
- 内閣府調査では、女性の3人に1人が配偶者から何らかの暴力を受けている
- 子供が直接暴力を受けていなくても、家庭内で暴力を目撃するなど著しい心理的外傷を与える場合も児童虐待に当たるとされており、配偶者暴力が子供に与える影響は深刻

3 めざすべき配偶者暴力対策のあり方（P. 2～）

配偶者暴力対策の推進のためには、配偶者暴力の特性を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、将来に向けて安全で安心できる生活が送れるよう、状況に応じ、かつ被害者本人の意思を尊重した継続的な支援と、そのための様々な関係機関の緊密な連携が必要である。また、配偶者暴力の未然防止に向けて社会全体で取り組むことが必要である。

4 暴力のない社会の実現に向けて（P. 3～）

今回の基本計画の改定に当たっては、暴力のない社会の実現を目指し、次の視点を中心に組み込んでいくことが重要である。

(1) 相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化

被害者が、配偶者暴力から逃れ本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から保護、生活再建まで様々な機関からの支援が必要であり、被害者や家族の安全を確保することを最優先に、被害者の視点に立った切れ目のない支援を行うため、より一層の支援体制の整備が必要

(2) 区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実

身近な地域における被害者への支援の必要性は高まっており、被害者が自分の状況に応じた相談機関や自立支援の内容を選択できるよう、区市町村における配偶者暴力対策の推進体制づくりへの一層の支援が必要

5 基本計画の数値目標について（P. 4～）

基本計画の実効性を確保するためには、具体的な数値目標を設定し、その達成状況を把握していくことが重要である。数値目標の設定に際しては、どのような数値目標が配偶者暴力対策の推進に資するのかということを、多角的に検討の上で設定することが必要である。

6 基本計画の名称について（P. 4～）

若年層の男女間における交際相手からの暴力を防止するための取組を一層進める必要があり、基本計画の名称を「東京都配偶者等暴力対策基本計画」に変更することについて、今後検討する必要がある。

第2部 基本計画に盛り込むべき事項

1 暴力の未然防止と早期発見の推進

(1) 暴力防止教育と啓発の推進（P. 7～）

- 配偶者暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや配偶者暴力防止法の内容などについて、様々な媒体を活用して幅広い普及啓発を実施する
- 企業等と連携した啓発に取り組む
- 若年層がよく利用する媒体を活用して、交際相手からの暴力に関する若年層への啓発を推進するとともに、より相談しやすい方策を検討する
- 学校教育の中で、発達段階に合わせて、暴力防止教育を積極的・継続的に推進する
- 被害者と接する機会を持つ職業を選択する可能性が高い学部・学科の学生への啓発に取り組む

(2) 早期発見体制の充実（P. 10～）

- 医療機関、保育所・学校等の教職員、民生・児童委員等地域の関係者に対する研修など、被害者の早期発見体制の強化と適切な対応に向けた取組を充実させる
- 医療機関との連携の強化を図る
- 医療関係者に対して、医療関係者向けの広報や対応マニュアル等の作成・配布など、様々な機会を利用して周知を行う

2 多様な相談体制の整備

(1) 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実（P. 12～）

- 外部専門家によるスーパーバイズの充実や都におけるコーディネート機能を有する専門員の配置などにより相談機能の充実を図る
- 電話や来所による相談が困難な場合でも必要な情報が入手できるように、情報提供を一層充実させる

(2) 身近な地域での相談窓口の充実（P. 14～）

- 区市町村の男女共同参画センターや福祉事務所、警察等の各相談窓口職員への研修の充実など、身近な地域において被害者の相談に適切に対応できるように、相談体制の強化に努める
- 区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備への支援など、区市町村への支援を充実させる

(3) 被害者の状況に応じた相談機能の充実（P. 16～）

- 外国人被害者に対して、養成した外国人被害者支援のための通訳人材の活用などにより、相談体制の充実を図る
- 障害のある被害者や高齢の被害者に対しては、日常的に接する機会の多い職員への研修の充実や各相談窓口との連携の強化など、被害者の状況に応じた適切な支援が行えるよう、相談体制の充実を図る
- 外国人被害者や障害のある被害者等への支援では、被害者に身近な支援団体を通じた相談窓口の周知など支援団体と連携して取り組む

3 安全な保護のための体制の整備

(1) 保護体制の整備（P. 17～）

- 被害者の状況に応じたより適切な保護ができるよう、民間団体への一時保護委託や必要に応じて民間シェルター等の利用など民間団体との連携も含め、保護体制を充実させる
- 児童に対する心理的ケアや就学児童に対する適切な学習機会の提供など、同伴児童への対応を強化する

(2) 安全の確保（P. 19～）

- 保護命令制度やストーカー規制法等についての周知や被害者への情報提供など、被害者及び関係者の安全の確保に向けて適切な対応を図る
- 警察及び学校・保育所等各関係機関との連携を強化する
- 保護命令期間の延長や緊急保護命令の創設など保護命令制度の拡充等について、必要に応じて法改正に係る国への働きかけを行う

4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備

(1) 総合的な自立支援の展開（P. 22～）

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の心理的サポートやニーズを踏まえた各種情報提供等の支援策の充実など、自立支援機能を充実させる
- 被害者が相談から自立まで切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関との連携の強化を図る
- 庁内外の関係機関が連携し、被害者が様々な手続を一か所で行えるワンストップでの支援やワンストップセンターの整備など被害者の負担軽減に向けた取組を検討する

(2) 安全で安心できる生活支援（P. 24～）

- 住民票の取扱い等について関係機関への周知を徹底するなど、被害者の個人情報の管理の徹底を図る
- 子供の安全な就学の確保に向け、転校先等の情報の適切な管理など、学校等関係機関との連携を強化する
- 法テラスや弁護士会等との連携による法的支援を一層充実させる
- 民間の自助グループ等に参加を希望する被害者への情報提供や紹介、自助グループ等への活動場所の提供などの支援を行う

(3) 就労支援の充実（P. 26～）

- 関係機関が連携して被害者のニーズに合った支援策の提供に努める
- 一時保護施設等退所者に対する就職時の身元保証制度についての情報提供など、被害者に対し、就労に必要な情報を適切に提供する
- 就労支援企業等の拡大に向けた働きかけなど企業等と連携した取組を進める

(4) 住宅確保のための支援の充実（P. 27～）

- 一時保護施設等退所後の各施設の利用について被害者に対して適切な情報提供を行う
- 引き続き都営住宅を活用した支援に取り組む
- 区市町村等関係機関と連携し、住宅確保に向けた支援策を充実させる
- 民間賃貸住宅に入居する際の保証制度について、一時保護施設等退所者に対し連帯保証制度に係る適切な情報提供を行うとともに、全国共通の公的保証制度の創設について国への働きかけを行う

(5) 子供のケア体制の充実（P. 28～）

- 被害者の支援機関と児童相談所や子供家庭支援センターなど子供支援の中核的機関との連携を強化し、同伴する子供に対し継続的なケアを提供する
- 児童相談所や学校との連携により、児童心理司、スクールカウンセラー等を活用し、子供の心のケアを充実させる
- 子供の支援に当たる各機関の関係者への研修や情報提供を充実させる

5 関係機関・団体等の連携の推進

(1) 広域連携と地域連携ネットワークの強化（P. 30～）

- 都と区市町村の役割分担に基づき、それぞれの関係機関間の連携・ネットワーク化を一層進めるとともに、引き続き都と区市町村との連携強化を図る
- 区市町村配偶者暴力相談支援センターの機能整備への支援や基本計画の策定支援など、区市町村に対する支援を一層充実させる

(2) 民間団体との連携・協力の促進（P. 32～）

- 民間団体の有する専門的能力を活用するなど、民間団体との連携を強化し、その活動を支援していく

6 人材育成の推進と適切な苦情対応

(1) 人材の育成（P. 33～）

- 研修内容の充実や研修対象者の拡大などにより、被害者支援人材を幅広く育成する
- 相談員の資格認定制度の創設に係る国への働きかけなど、支援者の専門的能力の適正な評価に向けて取り組む

(2) 二次被害の防止（P. 34～）

- 配偶者暴力の深刻さを十分に認識しないまま不適切な対応を行わないよう、二次被害防止のための研修の充実等を図る

(3) 苦情への適切かつ迅速な対応（P. 35～）

- 苦情の申出に適切に対応するため、支援機関における苦情処理手順の明確化を図る
- 苦情の申出があった場合に、その内容と対応結果の公表などの取組を検討する

7 調査研究の推進

(1) 調査研究（P. 36～）

- 配偶者暴力の被害や支援の実態等を把握・分析し、被害者が真に必要な施策を検討していく

(2) 加害者対策の検討（P. 37～）

- 加害者更生プログラムに係る国の調査研究の状況把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等を行うよう、引き続き国に働きかける
- 男性相談における加害者からの相談事例の分析を通じた実態把握などに努める